

【参考１】貿易統計実績

	平成 21 年 11 月～ 平成 22 年 1 月平均	平成 21 年 10 月～ 平成 21 年 12 月平均	平成 20 年 1 月～ 3 月平均 (料金改定時)
原油 価 格 (円 / k l) (ドル / b)	4 3 , 8 4 3 7 7 . 3	4 2 , 3 3 0 7 5 . 1	6 2 , 7 3 5 9 3 . 0
L N G 価 格 (円 / t)	4 5 , 8 4 6	4 4 , 3 2 2	5 8 , 2 8 2
石 炭 価 格 (円 / t)	8 , 1 4 0	8 , 2 8 0	8 , 8 7 3
為替レート (円 / ドル)	9 0	9 0	1 0 7

【参考２】燃料費調整制度とは

「燃料費調整制度」は、為替レートなどの経済情勢の変化に伴う輸入火力燃料（原油、L N G、石炭）の価格変動を料金に反映させるため、燃料費の変動に応じて一定の基準のもと自動的に電気料金を調整するものであります。

具体的には、貿易統計による燃料価格の 3 ケ月平均値（平均燃料価格）にもとづき、2 ケ月後の燃料費調整単価を算定し、1 ケ月ごと（毎月）の電気料金に適用します。

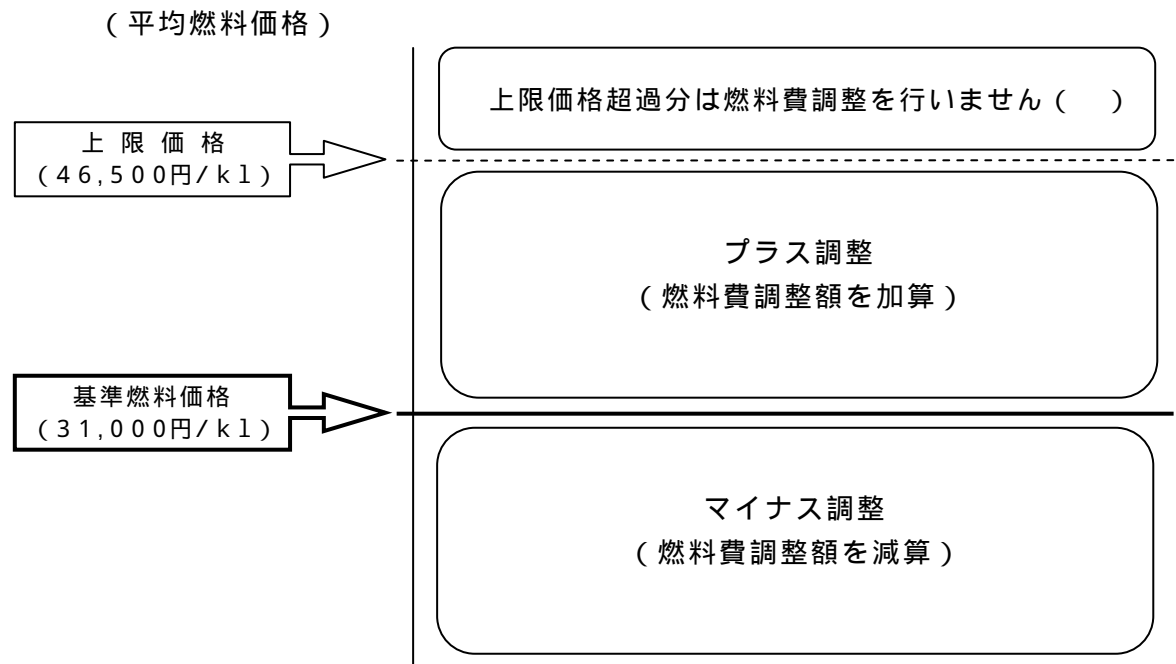
なお、規制部門（低圧供給）においては、上限価格（基準燃料価格の 50 %）を上回る変動分については燃料費調整を行いません。

【参考3】燃料費調整制度の概要

平均燃料価格の算定対象期間と料金反映タイミング

平均燃料価格の 算定対象期間	適用する月分料金
1月 ~ 3月	6月分
2月 ~ 4月	7月分
3月 ~ 5月	8月分
4月 ~ 6月	9月分
5月 ~ 7月	10月分
6月 ~ 8月	11月分
7月 ~ 9月	12月分
8月 ~ 10月	1月分
9月 ~ 11月	2月分
10月 ~ 12月	3月分
11月 ~ 1月	4月分
12月 ~ 2月	5月分

プラス調整とマイナス調整のイメージ



自由化部門（高圧または特別高圧供給）については、上限価格超過分についても燃料費調整を行います。

【参考４】燃料費調整の特別措置について

当社は平成２１年１月分から平成２２年３月分の電気料金について、自由化部門を除く小売規制部門のお客さまを対象として、燃料費調整の特別措置を講じております。

具体的には、平成２１年１月分から３月分に適用する燃料費調整単価（小売規制部門）を２．２４円／ｋＷｈから１．１２円／ｋＷｈに圧縮する一方、減額分１．１２円／ｋＷｈにつきましては平成２１年４月から平成２２年３月の各月分の電気料金の燃料費調整単価に、均等に分割して加算させていただくものです。

【参考５】燃料費調整の経過措置について

燃料費調整制度の変更（平成２１年５月分より新制度に移行）に伴い、本来燃料費調整に反映すべき燃料価格（平成２０年１０月から平成２１年１月までの燃料価格）の一部が未反映となるため、経過措置として、当該未反映分を平成２１年５月分から平成２２年３月分までの燃料費調整単価に分割して加算させていただくものです。